

【全年次向け】

## 平成 30 年 神奈川県 職員採用試験 障がい者採用 「知的障がい」のある人及び「精神障がい」のある人も受験可能に

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。障がい者の法定雇用率は今年度から、地方公共団体が 2.3%から 2.5%に引き上げられました。昨年 6 月 1 日時点での神奈川県の障がい者雇用率は知事部局で 3.22%です。



### （ 1 ）新たな受験対象者

これまでの神奈川県職員採用選考では「身体に障がいのある人」を対象とした採用選考が行なわれていましたが、今年度より、新たに「知的障がい」のある人及び「精神障がい」のある人も受験可能となりました。

### （ 2 ）「障がい」に関する受験資格について

「障がい」について、次の ~ いずれかの条件を満たしている必要があります。

身体障害者手帳の交付を受けている人

都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、

精神保健指定医により知的障害があると判定された人

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

### （ 3 ）その他の受験資格について

昭和 34 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人

神奈川県内に在住している人

地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない人

外国籍の人も受験できます。（警察事務を除く。）

#### (4) 採用予定数

行政：15名程度      公立小中学校等事務：7名程度      警察事務：5名程度

#### (5) 申し込み方法・試験内容等

##### 【申し込み】

平成30年8月13日(月)から平成30年9月7日(金)まで

##### 【選考日】

第1次選考 平成30年10月14日(日) 第2次選考 11月上旬

##### 【考査種目】

第1次選考 教養考査(択一式・高等学校卒業程度)

第2次選考 作文考査(第1次選考日に実施)

人物考査(集団討論、個別面接)



教養考査の出題範囲は、次のとおりとなります。

(知識分野 15問必須回答) 社会科学、人文科学、自然科学

(知能分野 15問必須回答) 文章理解(英文を含む。) 判断推理、数的処理、資料解釈

#### (6) この制度に関心のある生徒は早めの行動を

##### 手帳等の交付を受けている生徒

「知的障がい」のある人及び「精神障がい」のある人を対象とした初めての県職員採用試験です。期間も短く、対策も限られますが、試験対策を支援します。希望者がいれば申し出てください。

##### 手帳等の交付を受けていない生徒

「特別支援学級に在籍していた」または「特別支援学級に在籍することを勧められた」、「障がいの疑いを医師等から伝えられたことがある」、「いろいろ事情があって手帳の取得に至っていない」そのような生徒の皆さんで、この職員採用選考に興味のある人は早めに申し出てください。

来年度以降もこの制度が継続しているかどうかはわかりませんが、手帳等の交付が条件となっています。手帳等の取得に向けて相談可能な窓口があるので、「担任の先生」「養護の先生」「スクールソーシャルワーカーさん」等に相談をしてみましょう。